

豊岡市立日高小学校 いじめ防止基本方針

令和7年度 4月更新

1 いじめの定義 ○いじめ対応マニュアル（兵庫県教育委員会）P.3

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、いじめ対応チームで協議し、認知を行う。

「具体的ないじめの態様」 ○いじめ対応マニュアル（兵庫県教育委員会）P.13

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめ問題に取り組む体制の整備 ○いじめ対応マニュアル（兵庫県教育委員会）P.22

いじめ問題は、校長のリーダーシップの下、「いじめを許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的に対応する。

日高小学校ではいじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組をあらゆる教育活動において展開していく。

（1）いじめ対応チームの設置

いじめの問題を特定の教職員が抱え込んだり、隠蔽したりしないように、報告・連絡・相談の体制を整え、学校全体で対応する。（別紙1）

（2）心の通い合う教職員の協働体制づくり

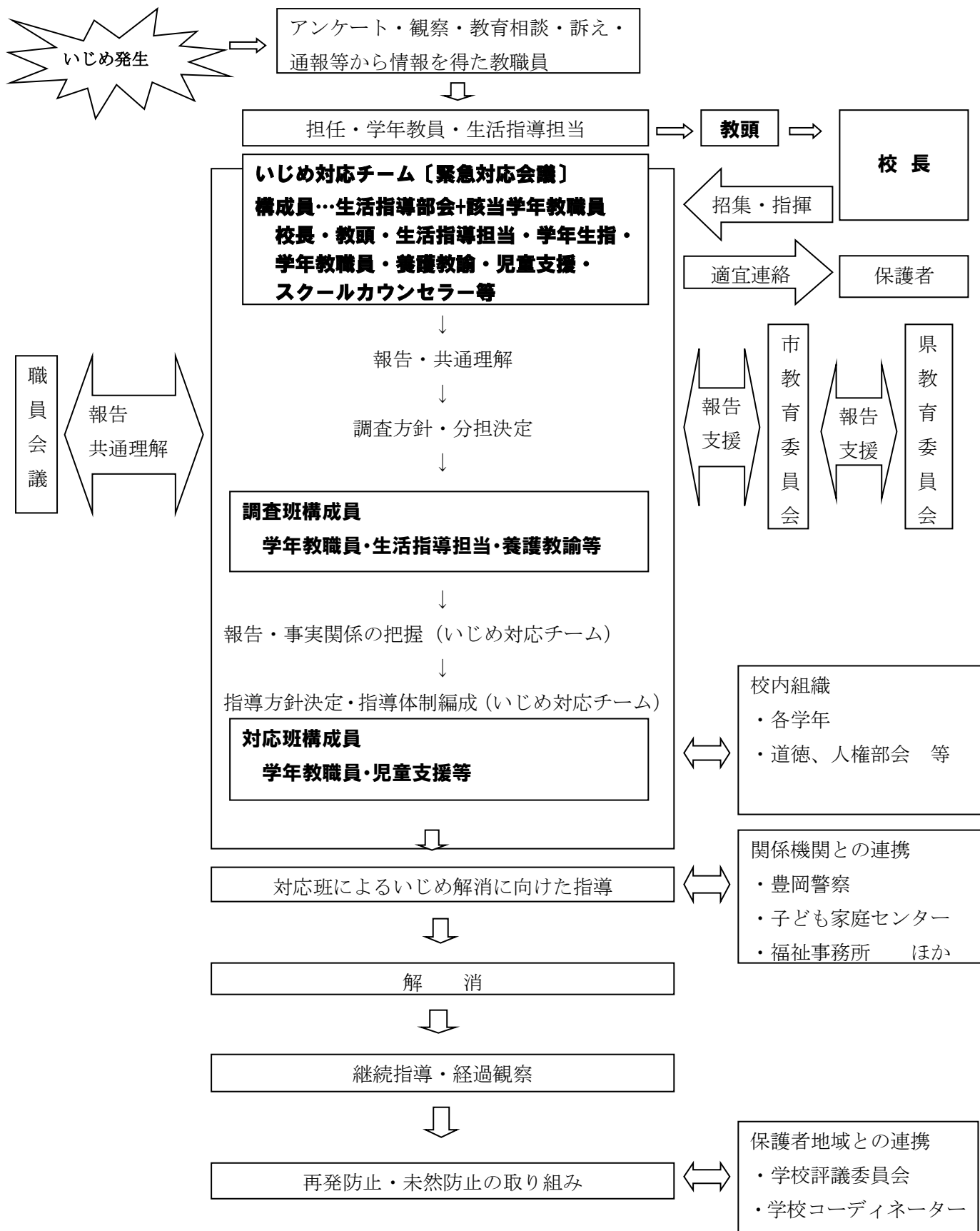
温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくことは、いじめ問題への対応として非常に重要である。互いの学級経営や授業、生徒指導等についてたずねたり相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気は不可欠である。そのために、子ども達と向き合う時間を確保し、心の通い合う教職員の学校づくりを推進する。

（3）年間を見通したいじめ指導計画の整備

年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組む。計画作成に当たっては、教職員の研修、児童生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

(別紙1)

校内組織体制と対応の流れ



3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

○いじめ対応マニュアル（兵庫県教育委員会）P.5

（1）基本的な考え方

いじめはどの学年、学級でも起こりうるものである。また、全ての児童生徒が巻き込まれる可能性があるものである。したがって、全児童を対象にした事前の働きかけが最も合理的で、最も有効である。未然防止の基本は全ての児童が、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

①授業改革（わかる授業づくり）と学級づくり

全ての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できる授業改革ならば、学力向上はもちろん、いじめをはじめとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。

また、全ての児童がいごちの良い学級になるように、子どもの心に寄り添い、より良い人間関係をともに作っていく。また、多くの目で児童を見ることができるよう、アンケート結果などを全教職員で共有する。

～現在の取組～

- ☐ 全教職員、年に1回以上の公開授業
- ☐ 全ての児童が活躍できる授業づくり（ペア学習・グループ学習・ワークシート等）
- ☐ 多くの教職員の目で児童を見る体制（高学年兵庫型教科担任制・担任同士の授業交換など）
- ☐ いじめアンケートの実施（毎月・無記名）
- ☐ アセステスト（5月・10月）の実施と全体交流会
- ☐ 毎月の児童を語る会（毎月職員会の協議事項・生活指導部会の情報交換に確実に位置づける）
- ☐ 生活・学習意識調査（5月・10月・2月）
- ☐ 小中連携シート、児童支援ファイル
- ☐ ケース会議（随時）

②人権教育の充実・道徳教育の充実

「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを児童に理解させることが大切である。

また、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業は大きな力を発揮する。児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出合い、人としての「気高さ」「心遣い」「優しさ」等に触れることで、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながる。

～現在の取組～

- ☐ 教科書「新しい道徳」の活用 年間指導計画への位置づけ
- ☐ 兵庫版道徳教育副読本「こころ はばたく」「心 ときめく」「心 きらめく」の活用
年間指導計画への位置づけ
- ☐ 人権教育資料「ほほえみ」 年間指導計画への位置づけ
- ☐ 「心の広場」の実施
- ☐ 道徳の授業参観（授業参観・オープンスクール）
- ☐ 良いところ・がんばり見つけ（各学級）
- ☐ 保護者との緊密な連携と日常的な教育相談体制づくり

③体験教育の充実

子ども達は、自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。それぞれの活動の「ねらい」を明確に示し、活動に取り組ませる。

～現在の取組～

- ☐ 昔遊び体験・5歳児の入学体験（1年生）
- ☐ 町探検・秋祭り（2年生）
- ☐ 環境体験学習・名人に学ぶ野菜作り（3年生）
- ☐ 福祉体験学習～視覚・聴覚・肢体不自由など～・日高高校との交流（4年生）
- ☐ 自然学校・米作り体験学習・地域の方との交流・5歳児との交流会（5年生）
- ☐ ふるさと教育「ジオの秘密 再発見！」・健康教室「喫煙の被害」（6年生）

④自己有用感、自己肯定感の育成

他の子どもや大人との関わり合いを通して、自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている他人から認められているなどの自己有用感を獲得していくことが未然防止につながる。

「きちんと授業に参加し」、「基礎的な学力を身につけ」、「認められている」という実感を持った児童ならいたずらにいじめの加害に向かうことがない。すなわち「規律」「学力」「自己有用感」が大切である。

また、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者とのかかわる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間作りが必要である。「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が児童を成長させる。教職員の児童へのあたたかい声かけが「認められた」という自己肯定感につながり大きく変化する。

～現在の取組～

- ☐ 校内研修の充実（全ての児童に、主体的に活動する場を確保し、学力の向上を目指す）
- ☐ 学習活動の中で（ペア学習、グループ学習、生活科・総合的な学習の時間での活動等）
- ☐ 学級活動の中で（係活動、学級イベント等）
- ☐ 特別活動の中で（わくわく活動、委員会活動等）

⑤子どもと向き合う時間の確保

いじめの早期発見のポイントは児童の些細な変化にいち早く気づくことである。そして気づいた情報を確実に教職員で共有し、それに基づいて速やかに対応することである。そのため、児童とじっくりと向き合う時間を少しでも多く確保することが必要である。

～現在の取組～

- ☐ 定時退勤日（毎週水曜日）

(2) 研修の充実

①いじめについての共通理解

年間を通して、いじめについての研修や調査、啓発活動を行う。

☐いじめ対応チーム立ち上げ、年間の取組検討（4月）

☐職員会議にて「いじめ防止基本方針」提案。全教職員で共通理解。

（定義）

☐いじめアンケート（毎月2週目の水曜日）…無記名

☐アセス実施（1回目 3年生以上）、交流会。教育相談週間

☐生活・学習意識調査実施（5月 1、2年生）…記名

☐いじめ対策啓発週間の取組（5月最終週）

☐いじめ対応についての研修（夏季休業中）

☐生活・学習意識調査実施（10月）…記名 教育相談週間

☐アセス実施（2回目 3年生以上）、交流会。教育相談週間

☐いじめ対策啓発週間の取組（10月最終週）

☐生活・学習意識調査実施（2月 全学年）…記名 教育相談週間

☐いじめ対応チーム会議（本年度のふり返り、「いじめ防止基本方針」見直し 3月）

②教職員の資質向上のための校内研修

☐いじめ対応マニュアルを活用した早期発見対応事例研修（夏季休業中・生活指導担当）

☐カウンセリングマインド研修の実施（夏季休業中）

③教員向け情報モラル研修会の実施

☐ネットモラル、ネットトラブル対応研修（夏季休業中・情報担当）

④児童への情報モラル授業・保護者向けの情報モラル研修会

☐児童の発達段階や状況に応じた情報モラルについての授業（ポイントP.9参照）

☐「ネットトラブルに巻き込まれないために（オープンスクール時）高学年児童保護者対象」

☐サイバー犯罪防止集会の開催

(3) 地域や家庭・関係機関との連携

☐学校警察連絡会・兵庫県いじめ対応豊岡市ネットワーク会議（5・6・9・11・2月）

☐いじめ基本方針のホームページ公開

☐オープンスクール実施、学校便り、学年便り、学級便りの発行

☐心と心でつながる市民会議の開催

(4) 特に配慮を要する児童への対応 ○いじめ対応マニュアル（兵庫県教育委員会）P.19

①発達障害を含む障害のある児童への対応

・教職員が個々の児童の障害の特性を理解する。

- ・教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ児童のニーズや特性を踏まえた指導及び支援を行う。

②海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童に対する対応

- ・言語や文化の差から、学校での学びに困難を抱える場合も多いことを留意し、それらの差からいじめが行われることないように、教職員・児童・保護者の、外国人児童への理解を促進する。
- ・学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

③性同一性障害や性的指向・性自認に関わる児童に対する対応

- ・性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員に対する正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

④震災等の災害による被災や避難、感染症等に本人が罹患している児童への対応

- ・児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解する。
- ・当該児童への、心のケアを適切に行い、学校生活を安心して過ごせるように細心の注意を払いながら、児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

※上記の児童を含め、学校で特に配慮が必要な児童については、当該児童の生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的にを行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組まなくてはならない。

4 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

○いじめ対応マニュアル（兵庫県教育委員会）P.11

（1）基本的な考え方

いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。無視やメールなど客観的な状況を把握しにくい形態で行われる。また遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態がある。（カモフラージュ）いじめられている本人からの訴えは少ない。また、ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。

見えにくいいじめに対して早期発見のために以下の5点を留意する。

- ☐ 日ごろから教職員と児童との信頼関係を構築するよう心がけているか。
- ☐ いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ潜在化しやすいことを全教職員で認識しているか。
- ☐ 教職員自身が人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受け止め、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢を持っているか。
- ☐ 児童の些細な言動から心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高めているか。
- ☐ 共感的に児童の気持ちを受け入れ、行動や価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高めているか。

（2）いじめ早期発見のための措置

- ☐ いじめ対応チームの体制と役割確認、年間活動計画立案
- ☐ いじめアンケート実施（毎月最終週の水曜日）いじめアンケートの工夫（無記名）

- アセス実施（５月・１０月）、全体交流会。教育相談週間。
- 生活・学習意識調査実施（５月・１０月・２月…記名）
- 日々の観察「子どもがいるところには教職員がいる」
- いじめ早期発見のためのチェックリスト活用（県教委：いじめ対応マニュアル：チェックリスト）
- 集団を見る視点（グループ内の人間関係の把握と情報交換会）
- 生活ノート、日記帳、連絡帳などを活用し、児童や保護者への窓口をいつでも開いておく。
- 児童や保護者との多様な教育相談（チャンス相談・教育相談週間等）

５ いじめへの対処 ○いじめ対応マニュアル（兵庫県教育委員会）P.15

（１）基本的な考え方

- ①発見された事案を軽視せず、早期に適切に対応する。
- ②いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。
 - 全教職員で、いじめられた児童を徹底して守る体制を迅速に整える。
 - いじめを知らせた児童も徹底して守る体制を整える。
- ③教職員１人で抱え込まず、学年や学校全体で組織的に対応する。
 - 小さな変化を、すぐに他の教職員に伝える。
- ④いじめの再発を防ぐために日常的に取り組む実践計画を立て、継続して見守る。

（２）いじめの発見・通報を受けた時の対応 ○いじめ対応マニュアル（兵庫県教育委員会）P.15

- ①正確な実態把握→①当事者、関係児童から１人ずつ事実確認をする。
 - ②事実確認は、同時刻に同時に別々の場所で複数の教職員で行う。
（児童どうしが口裏を合わさぬように）
 - ③事実確認は聞き取りの場所、時間等慎重な配慮を行う。
 - ④聞き取った内容について関係教職員で事実の突合せを行う。
 - ⑤ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像、背景、要因を把握する。
 - ⑥個人情報はその取り扱いに十分注意する。

把握すべき情報

- | | |
|-------------------------|---------------|
| □だれがだれをいじめているのか | →「加害者と被害者の確認」 |
| □いつ、どこで起こったのか | →「時間と場所の確認」 |
| □どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか | →「内容」 |
| □いじめをした動機は何か | →「背景」 |
| □いじめのきっかけは何か | →「要因」 |
| □いつごろからか、続いているか | →「期間」 |

②指導体制、方針決定

→①いじめの認知はいじめ対応チームで行う。

②指導のねらいを明確にする。

③全教職員の共通理解を図る。

④対応する教職員の役割分担を明確にする。

☐被害児童のサポート

☐被害児童の心のケア

☐被害児童の保護者対応

☐学級集団への指導

☐加害者や加害集団への指導

☐加害児童への保護者対応

☐記録の整理

☐担任のサポート

☐関係機関への連絡

☐教育委員会への報告

☐スクールカウンセラーとの連携

☐その他（緊急保護者会対応・マスコミ対応 ほか）

（３）いじめられた児童またはその保護者への対応

いじめられた児童に対して

☐つらい気持ちを受け入れ、共感する。

☐「最後まで守り抜く」「秘密は守る」ことを伝える。

☐必ず解決できる希望が持てることを伝える。

☐自信を持たせる言葉かけなどをし、自尊感情を高める。

いじめられた児童の保護者に対して

☐発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を伝える。

☐学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

☐保護者の不安やつらい気持ちを共感して受け止める。

☐継続して家庭と連携し、解決に向けて取り組むことを伝える。

☐家庭で子どもの変化に注意してもらう。どんな些細なことでも相談するよう伝える。

（４）いじめた児童への指導またはその保護者への対応

いじめた児童に対して

☐いじめた気持ちや状況などを十分に聞く。

☐どうしてそのような行動に至ったのか、背景を探る。

☐心理的な孤独感、疎外感を与えないように一定の教育的配慮を行う。

☐毅然とした対応、ねばり強い指導を行い、以下の点を指導しきる。

・いじめは人として決して許されない行為である。

・いじめられた側は、耐え難い苦痛や絶望感等を感じていること。

いじめた児童の保護者に対して

- ☐ 正確な事実関係を丁寧に伝える。
- ☐ いじめられた児童やその保護者の辛く悲しい気持ちを伝える。
- ☐ 学校側の指導方針や願いを伝えよりよい解決を図ろうとする気持ちを伝える。
- ☐ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す。
- ☐ 事の重大さを認識させ、保護者として子どもと向き合い、家庭での指導を強く依頼する。
- ☐ 今後の関わり方などを保護者と一緒に考え、具体的な助言をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ☐ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級、学年、学校全体に示す。
- ☐ 当事者だけの問題にとどめず、学級、学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ☐ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定する行動であることを理解させる。
- ☐ いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動である事を指導する。

(6) ネット上のいじめへの対応 ○いじめ対応マニュアル（兵庫県教育委員会）P.20

① ネット上のいじめの定義と特徴

「PCや携帯電話、スマートフォン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法によりいじめを行うもの。」

- ・ SNS等では閉じた仲間どうしで書き込みを行うので、外部からは全く見えない。
- ・ 一度流出した個人情報や画像などは改修困難。不特定多数に流れ、悪用されやすい。
- ・ 小学生の所持・使用率の高い★スイッチによって、保護者の知らないうちに知らない人物とつながっている。

② ネットいじめの未然防止

学校だけの情報モラルの指導だけでは限界がある。家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し双方で指導する。保護者会や研修会では以下の点を伝える。

〈未然防止のために〉

- ☐ PCや携帯電話、スマートフォンなどの第一義的に管理する責任は保護者にあること。
- ☐ 家庭において危険から子どもたちを守るためのルールを厳格に行うこと。
- ☐ 特に携帯電話やスマートフォンなどを所持させる必要があるかどうか、十分に検討し、安易に所持させないこと。
- ☐ インターネットへアクセスすることは「トラブルの入り口に立っている」ということを大人も子どもも認識すること。
- ☐ 知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有のトラブルについて具体的に示すこと。(個人情報、写真、画像、動画、位置情報等)
- ☐ 「ネットいじめ」は他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な悪影響を与えるという認識を持たせること。

〈早期発見のために〉

□子どもがメールを見たときの表情など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化を見逃さず、躊躇なく問いかけること。即座に学校に連絡すること。

【情報モラルの指導で児童に理解させるポイント】

- 発信した情報は瞬時に世界中の多くの人に広まること
- 匿名で書き込みをしても、必ず特定できること
- 書き込みが悪質な場合には、犯罪となり、警察に検挙されること
- インターネットの情報には、違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルに巻き込まれたり、被害者が自殺したり、傷害事件などの犯罪に発展することがあること
- 一度流出した情報は回収がほぼ不可能であり、永遠にネット上に残ること

③早期発見、早期対応のために

- 学校や保護者だけは解決困難な場合がほとんどで、警察等の関係機関との連携が必要になる。
- 被害の拡大を防ぐために、即座に専門機関に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

(7) いじめの解消の要件 ○いじめ対応マニュアル（兵庫県教育委員会）P.19

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つのことが満たされている必要がある。

①いじめに関わる行為が止んでいること

- ・被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- ・この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの重大性からさらに長期の期間が必要であると判断された場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により長期の期間を設定する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・被害児童及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないか面談などにより確認する必要がある。

※学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなくてはならない。また、解消を急ぐことなく、組織的に十分な見守りなどの支援を続けることが大切である。同じ集団の中でいじめが潜在化し、ターゲットが変わりながら継続していることも考えられる。

(8) 関係資料の保存

○目 的 集団の履歴も含めた児童の生活に関する資料とし、指導等に活かす。

○保存書類と保存期間

毎月実施したアンケートデータ（全員分）…中学校卒業まで

アンケート記録及び聴取結果記録…中学卒業後 5 年間

- 保存方法 PDF により保存、外部記録媒体に保管する。
 - ・年度の最初の実施月に学級名簿も保存
(転出入があった場合は、その都度新たな名簿を保存)
 - ・学級ごとにまとめ、学年学級、実施年月日を明記する。
- 処分方法 保存期間が過ぎたものは、個人情報を守られるよう十分に配慮し、処分する。
- その他 重大事態が発生した場合等は、いじめの実態を明らかにするための調査の資料とする場合がある。

(9) 関係機関との連携 ○いじめ対応マニュアル(兵庫県教育委員会) P.22

連携を図るために、管理職や生徒指導担当が中心となって、日頃から学校や地域の状況についての情報交換を行うなど、「顔の見える連携」が大切である。

- ☐ いじめ問題の解決のために、関係機関と連携を行っているか
- ☐ 学校におけるいじめへの対処方針や、指導計画表を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか
- ☐ P T A や地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか

【教育委員会】

- ・指導主事
- ・学校支援チーム
- ・教育事務所「教育相談窓口」

【出席停止措置】

学校教育法 35 条

「性行不良であつて、他の児童生徒の教育の妨げがあると認める児童生徒があるとき、市町村の教育委員会は、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命じることができる。」

→本人の懲戒という観点ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられている。

【就学校の指定変更、区域外通学】

- ・保護者から、市町内の他の学校や他の市町等の学校に変更したい旨の申し出があれば、市町教育委員会と十分に協議する。

【警察】

- ・学校警察連絡協議会設置
- ・犯罪事案について早期に所轄の警察や少年サポートセンターに通報する。

【子ども家庭センター、福祉事務所、民生児童委員】

- ・保護者の愛情不足等、家庭の要因が考えられる場合に対応する。

(10) 重大事態への対応 ○いじめ対応マニュアル（兵庫県教育委員会）P.27

①重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 28 条の 1 項）

- ・「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童が自殺を企図した場合など）
- ・「いじめにより当該学校に在籍する児童が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

（年間 30 日が目安だが、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手する。）

※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」を含む。

②重大事態の取り扱い

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなくてはならない。
- ・被害児童や保護者からいじめられて重大事態になったと申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告調査にあたる。

③重大事態として扱われたものの事例

- ・軽症で済んだものの自殺を企画した。 ・リストカットで自傷行為を行った。
- ・暴行を受け骨折した。 ・投げ飛ばされ脳震とうとなった。 ・殴られて歯が折れた。
- ・カッターで刺されそうになったが、とっさにバックを盾にしたため刺されなかった。
- ・心的外傷後のストレス障害と診断された。 ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・多くの児童の前で、ズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ・複数の生徒から金銭を強要され、総額 1 万円を渡した。
- ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ・欠席が続き（30 日には達してない）、当該校には復帰が出来ないと判断し、転学した。

④重大事態への対応

県教委や市町組合教育委員会などの学校の設置者が重大事態の調査の主体の判断をする。
調査の主体は学校か学校の設置者である。

A 学校が主体の場合

いじめ対応チームが基本となるが、次の 2 つの方法が考えられる。

- ・いじめ対応チームに第三者を加える方法
- ・学校が第三者委員会を立ち上げる

●学校のもとに、重大事態の組織を設置

- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。
- ・適切な専門家を加える方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

●いじめを受けた児童及び保護者に情報を適切に提供

- ・明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。

- ・関係者の個人情報を十分に配慮するが、この個人情報の保護を盾に説明を怠ってはならない。

●調査結果を学校の設置者に報告

- ・いじめを受けた児童や保護者が希望する場合は、その児童や保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な処置

B 学校の設置者が主体の場合

従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童や保護者の訴えなども踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の実態の発生の防止に、必ずしも十分な成果が得られないと学校の設置者が判断する場合、また、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合、設置者自らが調査を行う。

※学校は、適切な情報提供をしていく必要がある。

6 いじめ防止に関わる年間指導計画と評価

月	職員会議・校内研修等	いじめ未然防止の取組	いじめ早期発見の取組
4	いじめ対応チーム会議① いじめ対応共通理解 児童を語る会（職員会議）	学級学年づくり・人間関係づくり	いじめアンケート①
5	児童を語る会（職員会議）	学級学年づくり・人間関係づくり いじめ対策啓発週間 最終週	アセステスト① いじめアンケート② 生活・学習意識調査① 教育相談週間
6	学年懇談会保護者への啓発 アセス交流会 児童を語る会（職員会議）	学級学年づくり・人間関係づくり 情報モラル研修会（6児）	いじめアンケート③
7	児童を語る会（職員会議）		いじめアンケート④
8	アセス事例全体研修 いじめ対応事例研修	カウンセリングマインド研修（SCによる） いじめ対応チーム会議②	情報モラル研修会（教職員）
9	児童を語る会（職員会議） いじめ情報交流会 1回目	学級学年づくり・人間関係づくり	いじめアンケート⑤
10	児童を語る会（職員会議） アセス交流会	学級学年づくり・人間関係づくり いじめ対策啓発週間 最終週	生活・学習意識調査② アセステスト② いじめアンケート⑥ 教育相談週間
11	児童を語る会（職員会議） 教育講演会（保護者研修会）	道徳授業公開（OS時）	いじめアンケート⑦
12	児童を語る会（職員会議）		いじめアンケート⑧
1	児童を語る会（職員会議） いじめ情報交流会 2回目	学級学年づくり・人間関係づくり	いじめアンケート⑨

2	児童を語る会（職員会議）	学級学年づくり・人間関係づくり	いじめアンケート⑩ 生活・学習意識調査② 教育相談週間
3	いじめ対応チーム会議③ （今年度評価と来年の取組） 児童を語る会（職員会議） 児童引継ぎ資料作成		いじめアンケート⑪

●学級学年づくり・人間関係づくり

→年間を通して行う。特に宿泊行事や学校行事特別活動を通して人間関係づくりを計画的に行う。

●いじめ対応チーム会議

→毎月定期的に行われる生徒指導委員会で、いじめの兆候や未然防止、早期発見の取組等について協議する。

●情報モラル授業

→年間を通じて、各学年・学級の児童の発達段階や状況に応じて情報モラルについて授業を行う。

資料：早期発見のためのチェックリスト

（※）は日高小学校独自のもの

◆いじめが起こりやすい・起きている集団

- | | |
|--|---|
| ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている | ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある | ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある |
| ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる | |
| ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| ☐ 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする | |
| ☐ 係活動が停滞、停止している（※） | ☐ あいさつや返事が返ってこない児童が多い（※） |

◆いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|---|
| ☐ わざとらしくはしゃいでいる | ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている |
| ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない | ☐ 顔色が悪く、元気がない |
| ☐ 早退や一人で下校することが増える | ☐ 遅刻・欠席が多くなる |
| ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | ☐ とくとき涙ぐんでいる |
| ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |

◎授業中・休み時間

- | | |
|--|---|
| ☐ 発言すると友だちから冷やかされる | ☐ 一人でいることが多い |
| ☐ 班編成の時に孤立しがちである | ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる |
| ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | ☐ 教職員の近くにいたがる |
| ☐ 決められた座席と違う席に座っている | ☐ 友達から座席を離される（※） |

◎昼食時

- | | |
|--|---|
| ☐ 好きな物を他の子どもにあげる | ☐ 他の子どもの机から机を少し離している |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする | ☐ 食べ物にいたずらされる |
| ☐ 教室で一人離れて食べている | ☐ 昼食時になると教室から出て行く |

◎清掃時

- | | |
|--|--|
| ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | ☐ 一人で離れて掃除をしている |
|--|--|

◎その他

- | | |
|---|--|
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする | ☐ 理由もなく成績が突然下がる |
| ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | ☐ 服に靴の跡がついている |
| ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | ☐ 手や足にすり傷やあざがある |
| ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない | ☐ 掲示物や作品が破られたり壊されたりする |
| ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする | （※） |

◆いじめている子

- | | |
|--|---|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる | ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ |
| ☐ 教職員によって態度を変える | ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない |
| ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す | ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする |
| ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう | ☐ 発言の中に差別意識が見られる |
| ☐ 教師が近づくと、集団が黙り込む | ☐ 教師が近づくと、集団が分散する |

◆子どもの変化を見逃さないために

【自身の行動】

- ☐ 子どもへ笑顔で積極的に挨拶をしている。
- ☐ 子どもの顔を見ながら出席確認をしている。
- ☐ 連絡帳・生活ノート等を確認している。
- ☐ 授業において子ども同士の話し合いの場づくりを心がけている。
- ☐ 休み時間に子どもと一緒にいるようにしている。
- ☐ 掃除の仕上がり（机の並び方、ゴミの取り残し等）を確認している。
- ☐ 休み時間、清掃時に声かけをしている。

【情報共有】

- ☐ 子どもの話題を日常的に職員室で取り上げている。
- ☐ 気になる子どもの情報を職員室で共有している。
- ☐ 養護教諭と情報共有をしている。
- ☐ スクールカウンセラーと情報共有をしている。
- ☐ いじめに関するニュースや研修した内容などを、教職員同士で伝え合っている。

【子ども・保護者への対応】

- ☐ 子どもの提出物や学習用具など忘れ物に気を配っている。
- ☐ 子どもの体調（腹痛や頭痛等）に気を配っている。
- ☐ 子どもの服装の汚れや破れなどに気を配っている。
- ☐ 子どもの間のあだ名や呼び方に気を配っている。
- ☐ 子どもの不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している。
- ☐ 子どもの給食や弁当の食べ残しに気を配っている。
- ☐ 教室の子どもの机の中を確認している。
- ☐ 子どもの頑張りを伝える通信づくりをしている。
- ☐ 気になる子どもの家庭への連絡や家庭訪問をしている。

◆適切ないじめ対応のために

【自身の行動】

- ☐ 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解している。
- ☐ 「いじめ防止対策推進法」の定義に基づき、いじめられている子どもの心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている。
- ☐ いじめアンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握している。
- ☐ 自校でいじめ防止のために行っている校内研修や OJT 等の内容を日常の指導に活かしている。

【情報共有】

- ☐ 校内いじめ対応チームのメンバーを知っている。
- ☐ 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる環境を築いている。
- ☐ 子どもの気になる様子を見聞きしたら、どんな小さなことでも学年職員や管理職などに報告している。
- ☐ 少しでもいじめが疑われたら、校内いじめ対応チームに報告している。
- ☐ いじめアンケートの内容はその日のうちに確認し、他の教職員と情報共有している。

【子ども・保護者への対応】

- ☐ 子どもに対し、いじめは絶対に許せない行為であることを、各教科、道徳科、特別活動等を通して、計画的に指導している。
- ☐ 子どもに対し、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるように指導している。
- ☐ 子どもの保護者に対し、授業、保護者会、学校便りなどの様々な機会を活用し、いじめ防止のための取り組みを伝えている。
- ☐ 子どもの保護者に対し、いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口でもの行っていることを伝えている。
- ☐ 子どもや保護者に対し、いじめアンケートの結果について必ずフィードバックしている。

平成 26 年 4 月 4 日

平成 27 年 3 月・平成 28 年 4 月・平成 29 年 3 月

平成 30 年 1 月一部改定

令和 2 年 3 月一部改正

令和 3 年 1 月一部改正

令和 4 年 1 月一部改正

令和 5 年 4 月一部改正

令和 6 年 4 月一部改正

令和 7 年 4 月一部改正